

4月に大学へ入学されるみなさんへ

給付奨学生採用候補者で自宅外通学をされる場合の申請手続きについて

日本学生支援機構の給付奨学金について、給付奨学生採用候補者の自宅外月額に係る審査を進学前に行うことで、初回振込月から自宅外月額を受け取ることが可能です。希望する方は、必要書類をご準備のうえ提出してください。なお、入学後に手続きを行った場合でも、自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額の支給を受けることが可能ですのでご安心ください。

記

1. 対象者

「給付奨学生採用候補者」のうち、入学後に自宅外通学をする者

※短期大学部への入学予定者は、本学独自の奨学生制度の様式より申請いただきます

2. 提出書類

ア. 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】を両面コピー

※裏面も記入してください。なお、学籍番号は未記入で結構です。

※原本は入学後に開催される「採用説明会」で提出してください。

イ. 2月下旬以降、本学 HP の 合格者(入学予定)の方へ に掲載されます「通学形態変更届(自宅外通学)」を印刷し、記入してください。

ウ. イの「通学形態変更届(自宅外通学)」の3ページ目にある「自宅外通学要件確認チャート」から証明書類を確認し、賃貸契約書等の書類を添付しご提出ください。

<https://www.mishima.ac.jp/tsb/admission/toenter/>



3. 提出方法

「入学手続書類」へ同封のうえご提出ください。

4. 提出先

〒981-8585 仙台市泉区虹の丘 1-18-2

東北生活文化大学・同短期大学部 学生課宛

5. 問い合わせ先

東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部 学生課 奨学金担当

TEL:022-272-7520(平日 8:30~17:00)

e-mail:dgakusei@mishima.ac.jp